

八街市教育委員会議事録

令和8年第5回定例会

期 日 令和8年5月14日（木）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時55分

場 所 大会議室

教育長及び	教 育 長	浅 尾 智 康
出 席 委 員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	近 藤 博 子
	委 員	伊 藤 良 子

出 席 職 員	教 育 部 長	川 津 和 久
	教 育 総 務 課 長	塚 本 廣
	学 校 教 育 課 長	羽 田 野 淳
	生 涯 学 習 課 長	富 谷 のり子
	生涯学習課スポーツ振興室長 兼スポーツプラザ所長	宮 内 英 史
	中 央 公 民 館 長	十 川 徳 雄
	図 書 館 長	金 谷 隆 之
	学校給食センター所長	吉 野 輝 彦
	郷 土 資 料 館 長	青 柳 好 宏
	教育総務課副主幹(事務局)	五木田 英 保

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和8年第5回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席は、私を含めて全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指名

○教育長

議事録署名人に近藤委員と伊藤委員を指名します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和8年4月24日から5月13日までの、教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告いたします。

4月26日、スポーツプラザにおいて、八街市戦没者追悼奉納剣道大会開会式に出席しました。

5月7日、市役所において、八街市学校保健会総会に出席しました。

総会では、令和7年度事業報告、令和8年度事業計画が審議されたほか、役員改選についての報告がありました。

5月8日、中央公民館において、中央公民館運営審議会に出席しました。

会議では、令和7年度中央公民館主催学習講座実績及び利用状況報告、令和8年度中央公民館主催学習講座計画について審議されました。

同日、同じく中央公民館において、社会教育委員会議に出席しました。

会議では、社会教育委員会議内部委員の選出、令和8年度事業計画、令和8年度八街市社会教育振興大会などについて審議されました。

5月9日、千葉黎明高等学校において、同校のPTA講演会に講師として招かれ、「次代を担う子供たちに期待すること」というテーマで講演を行いました。

5月11日、白井市役所において、教科用図書印旛採択地区協議会が開催され、山田教育長職務代理者とともに出席しました。

5月12日、八街北小学校で開催された八街市PTA連絡協議会総会に出席しました。

総会では、本年度の会長に、笹引小学校の小山会長が選出されました。

5月13日、八街スポーツクラブにおいて、民間事業者への委託による水泳授業を視察しました。

この日は、二州小学校の3・4年生を対象に授業が行われ、先生方と専門スタッフによる丁寧な指導のもと、子どもたちは元気に水泳授業を受けていました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

公民館運営審議会と社会教育委員会議の合間に、市内の文化財の視察を行いました。

今回は八街飛行場の跡地、カワラメキ古墳群、そして榎戸の大宮神社の視察を行いました。

特徴のある史跡で、非常に市民の皆様の身近にあるものです。

今後も多くの方に地域にある文化財に目を向けてもらえるような取組を行っていきたいと思います。

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回4月24日に開催しました第4回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第1号から議案第3号までの議案3件です。

続きまして、非公開について、お諮りします。

議案第2号及び議案第3号については、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免・賞罰等人事に関する事項」に該当することから非公開により審議したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号については、非公開により審議することとします。

はじめに、議案第1号、八街市立幼稚園職員服務規程の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第1号につきましてご説明いたします。

資料の2ページ、参考資料1ページから7ページをご覧ください。

八街市立幼稚園職員服務規程第4条第2項には、「園長及び教頭は、八街市の区域内に居住することができないときは、勤務地外居住届を教育委員会に提出しなければならない」と規定されています。

現在、他市町居住の本市職員には、勤務地外居住届の提出を求めてはならず、市立幼稚園園長及び教頭のみ勤務地外居住届を求める理由がないことから、八街市立幼稚園職員服務規程を改正し、第4条第2項を削ることといたしました。

この規則は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

私から質問です。

小中学校の管理服務規程には、「勤務地外居住届」の規定はないということでしょうでしょうか。

○学校教育課長

ございません。

○教育長

幼稚園職員服務規程に「勤務地外居住届」が規定された理由はわかりますか。

○学校教育課長

明確な理由はわかりません。

○教育長

現在は、必要のないものと考えてよろしいでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりです。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

他に質疑がなければ、議案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

異議なしと認め、議案第1号について可決することに決定しました。

次に、教育委員報告があります。

近藤委員より「八街市戦没者追悼奉納剣道大会」の報告をお願いします。

○近藤委員

4月26日、スポーツプラザにおいて八街市戦没者追悼奉納剣道大会が行われました。

市長及び教育長参列のもと、多くの来賓にも出席していただきました。

参加者は100名で、参加団体は、部活動の地域展開の関係で中学生が1団体、市内の高等学校から千葉黎明高校剣道部、市内の剣道団体から3団体、佐倉の剣道教室が1団体、酒々井の剣道教室が1団体でした。

当日は、個人・団体戦が行われました。

少子化の影響で剣道人口も減りつつありますが、各団体の努力により、とても充実した大会となりました。

以上報告です。

○教育長

ありがとうございました。

以上で教育委員報告を終わります。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

議案第2号、八街市就学区域審議会委員の委嘱について

学校教育課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

議案第3号、八街市立学校の適正配置等検討委員会委員の委嘱について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和 8 年第 5 回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 8 年 5 月 1 4 日 (木)

午後 1 時 3 0 分 大会議室

定例会

第 1 教育長開会宣言

第 2 議事録署名人の指名

第 3 教育長報告

第 4 前回議事録について

第 5 議 題

(1) 議決事項

議案第 1 号 八街市立幼稚園職員服務規程の一部改正について

議案第 2 号 八街市就学区域審議会委員の委嘱について

議案第 3 号 八街市立学校の適正配置等検討委員会委員の委嘱について

第 6 その他

第 7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和8年4月24日～令和8年5月13日

日付	曜日	時間	場所	内容
4 / 24	金	8 : 30	八街中学校・八街南中学校	教育委員視察
"	"	13 : 30	第1会議室	教育委員会定例会議
4 / 26	日	10 : 00	スポーツプラザ	八街市戦没者追悼奉納剣道大会
4 / 28	火	13 : 30	健康教室	民生委員推薦会
"	"	14 : 30	教育センター	教務主任研修会
5 / 7	木	9 : 10	特別会議室	庁議
"	"	13 : 30	大会議室	八街市学校保健会総会
5 / 8	金	9 : 00	教育長室	教育委員会連絡会議
"	"	13 : 00	中央公民館	公民館運営審議会
"	"	15 : 00	"	社会教育委員会議
5 / 9	土	11 : 00	千葉黎明高等学校	千葉黎明高等学校PTA講演会
5 / 11	月	10 : 00	白井市役所	教科用図書印旛採択地区協議会
"	"	13 : 00	八街北小学校	校長会
5 / 12	火	10 : 00	印旛・柏文化財センター	印旛・柏文化財センター理事会
"	"	15 : 30	八街北小学校	八街市PTA連絡協議会定期総会
5 / 13	水	9 : 00	八街スポーツクラブ	水泳授業視察
"	"	10 : 00	大会議室	第1回高齢者福祉計画策定委員会

令和8年4月24日第4回定例会議事録…別添のとおり

議案第 1 号

八街市立幼稚園職員服務規程の一部改正について

八街市教育委員会は、八街市立幼稚園職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和 8 年 5 月 1 4 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市立幼稚園職員服務規程（昭和 5 1 年教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

八 街 市 立 幼 稚 園 職 員 服 務 規 程 （ 昭 和 5 1 年 教 育 委 員 会 訓 令 第 2 号 ） 新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 後 （ 案 ）
（ 居 住 所 ） 第 4 条 （ 略 ） 2 園 長 及 び 教 頭 は 、 八 街 市 の 区 域 内 に 居 住 す る こ と が で き な い と き は 、 勤 務 地 外 居 住 届 （ 別 記 様 式 第 2 号 ） を 教 育 委 員 会 に 提 出 し な け れ ば な ら な い 。	（ 居 住 所 ） 第 4 条 （ 略 ） 2 （ 削 る ） 附 則 こ の 訓 令 は 、 公 示 の 日 か ら 施 行 す る 。

○八街市立幼稚園職員服務規程

昭和 5 1 年 5 月 1 4 日

教育委員会訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、八街市立幼稚園管理規則（昭和 5 1 年教育委員会規則第 2 号）第 4 1 条の規定に基づき、八街市立幼稚園の職員の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務の原則)

第 2 条 職員は、法令その他の規程に定めるもののほか、この訓令の定めるところにより誠実に服務しなければならない。

(身分証明書)

第 3 条 職員は、常に身分証明書（別記様式第 1 号）を携帯しなければならない。

2 前項の身分証明書は、その者が職員に採用になったときに交付し、その者が退職し免職され、若しくは失職し、又は死亡したときに返還するものとし、その間、職員はこれを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(居住地)

第 4 条 職員は、住所又は居所を園長に届け出なければならない。

2 園長及び教頭は、八街市の区域内に居住することができないときは、勤務地外居住届（別記様式第 2 号）を教育委員会に提出しなければならない。

(出勤)

第 5 条 職員は、所定の出勤時刻までに出勤し、直ちに自ら出勤簿に押印しなければならない。

2 職員は、やむを得ない理由により、所定の出勤時刻までに出勤することができないときは、直ちに園長に届け出なければならない。

(勤務中の離席)

第 6 条 職員は、勤務中に勤務の場所を離れようとするときは、園長の許可を受け、自己の所在を明らかにして置かななければならない。

(時間外勤務命令)

第7条 職員（園長は除く。）は、勤務時間外に勤務を命ぜられたときは、時間外勤務命令簿（別記様式第3号）にその命令を受領した旨の確認印を押さなければならない。

（出張命令）

第8条 職員は、出張を命ぜられたときは、出張命令簿（別記様式第4号）にその命令を受領した旨の確認印を押さなければならない。

2 出張を命ぜられた職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに園長の指揮を受けなければならない。ただし、園長の宿泊を要する出張にあっては、教育長の指揮を受けるものとする。

（1） 用務の都合により、受領した命令の内容を変更する必要があるとき。

（2） 不可抗力その他特別の理由により、出張できないとき、又は出張を継続することができないとき。

3 出張を命ぜられた職員は、当該出張から帰園した場合には、帰園した日から5日以内に復命書（別記様式第5号）を園長に提出しなければならない。ただし、用務が軽易な事項であると園長が認めたときは口頭で復命することができる。

（一部改正〔平成20年教委訓令5号〕）

（研修）

第9条 園長及び職員は、教育委員会又は園長の命ずるものを除き勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、研修承認簿（別記様式第6号）に所要事項を記載して、教育長又は園長の承認を受けなければならない。

（休暇）

第10条 職員は、休暇を受けようとするときは、次項及び第3項に規定する場合を除き、服務整理簿（別記様式第7号）に所要事項を記載して教育長又は園長の承認を受けなければならない。

2 職員は、結核性疾患による療養休暇又は分べんによる特別休暇を受けようとするとき（前項に規定する場合を除く。）は、結核療養休暇承認願（別記様式第8号）又は分べん休暇承認願（別記様式第9号）に医師の診断書を添え、園長を経由して教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 職員は、療養休暇を受けようとするとき（前項に規定する場合を除く。）は、療養休暇承認願（別記様式第10号）に医師の診断書を添えて教育長又は園長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、6日以上の療養休暇を受けようとするときは、園長を経由して教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

（一部改正〔平成20年教委訓令5号〕）

（育児休業）

- 第11条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による育児休業等に関する承認請求及び届出をする場合は、八街市職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第11号）の規定を準用し、園長を経由して必要書類を任命権者に提出しなければならない。

（全部改正〔平成4年教委訓令6号の2〕）

（病状報告）

- 第12条 職員は、傷病による休暇又は休職の期間が3か月以上にわたるときは、3か月ごとに病状報告書に医師の診断書を添え、園長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

（診断書の提出）

- 第13条 職員は、次条に規定する場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期限までに八街市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和31年条例第8号）第2条に規定する医師の診断書を園長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 療養休暇（次号に規定する場合を除く。）の期間が90日を超えるとき
当該期間の満了前30日
- (2) 結核性疾患による療養休暇の期間が八街市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成8年規則第13号）第14条第2項に規定する期間を超えるとき
当該期間の満了前30日
- (3) 休職の期間が満了するとき
当該期間満了前2月

- 2 前項の場合において、病気が結核性疾患であるときは、前項に規定する診断書にX線フィルムを添えなければならない。

(一部改正〔平成20年教委訓令5号〕)

(復帰及び復職)

第14条 職員は、結核性又は神経性若しくは、精神性疾患による療養休暇の命令又は承認を受けた場合において勤務に復帰しようとするときは、勤務復帰願(別記様式第13号)に医師の診断書その他の資料を添え、園長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 職員は、休職の理由が消滅したことにより、出勤しようとするときは、速やかに復職願(別記様式第14号)に医師の診断書その他の休職理由の消滅したことを証する書類を添えて園長を経由して任命権者に提出しなければならない。

(一部改正〔平成20年教委訓令5号〕)

第15条 職員は、降任、転任、休職若しくは退職を命ぜられ、又は90日を超える休暇を命ぜられ若しくは承認されたときは、その辞令、命令又は承認を受けた日から7日以内にその職務に関する一切の事務を後任者又は代理者に引継ぎ、園長の承認を受けなければならない。この場合において、園長が事務引継ぎをするときは、事務引継書(別記様式第15号)により引継ぎ、その副本を教育委員会に提出しなければならない。

(一部改正〔令和6年教委訓令2号〕)

(兼職等)

第16条 職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。)は、他の職を兼ねようとするとき、又は他の事業若しくは事務等に従事しようとするとき、若しくは営利企業等に従事しようとするときは、あらかじめ兼職(兼業)許可願(別記様式第16号)を、園長を経由して教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(一部改正〔令和2年教委訓令1号・6年2号〕)

(受験)

第 17 条 職員は、入学試験若しくは選考又は資格試験を受けようとするときは、あらかじめ受験届（別記様式第 17 号）を所属長に提出しなければならない。

（職務専念義務の免除）

第 18 条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 29 年条例第 43 号）第 2 条の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、職務専念義務免除承認願（別記様式第 18 号）を園長に提出し、その承認を受けなければならない。

（履歴事項の変更）

第 19 条 職員は、氏名、本籍、現住所、学歴等に異動を生じたときは、履歴事項異動届（別記様式第 19 号）にその事実を証する書類を添え、園長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

（退職）

第 20 条 職員は、退職しようとするときは、退職願（別記様式第 18 号）を園長を経由して、任命権者に提出しなければならない。この場合において、退職の理由が傷病によるものであるときは、医師の診断書を添えなければならない。

（補則）

第 21 条 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和 51 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日教委訓令第 6 号の 2）

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日教委訓令第 5 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日教委訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 16 日教委訓令第 2 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

様式 略

議案第 2 号参考資料

○八街市就学区域審議会設置条例

昭和 6 1 年 3 月 2 2 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、八街市就学区域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 八街市立小学校及び中学校の就学区域の適正化を図るため、教育委員会の諮問機関として八街市就学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 学校教育法施行令（昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号）第 5 条第 2 項に関すること。
- (2) 就学区域の変更に關すること。

(一部改正〔平成 2 3 年条例 1 5 号〕)

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 特定の事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員数人を置くことができる。

(委員)

第 5 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地区代表者
- (2) 市立小学校及び中学校の校長
- (3) 市立学校PTA会長

(4) 学識経験者

(一部改正〔平成23年条例15号〕)

(臨時委員)

第6条 臨時委員は、必要に応じ教育委員会が委嘱する。

2 臨時委員は、特定の事項に関する限り会議に出席し、審議議決することができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 第5条第2号及び第3号の委員にあつては、委嘱当時の職を離れたとき解任されるものとする。

3 臨時委員は、その審議事項の審議が終了したときに解任されるものとする。

(一部改正〔平成23年条例15号〕)

(委員の補充)

第8条 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は速やかにこれを補充しなければならない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

第10条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長、副会長共に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(一部改正〔平成23年条例15号〕)

(会議)

第11条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、その委員（その審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第12条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め参考意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において所掌する。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月21日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八街市就学区域審議会設置条例第5条の規定にかかわらず、改正前の八街市就学区域審議会設置条例第5条の規定により委嘱を受けた委員（次項において「旧委員」という。）の任期は、当該委員の任期までとする。

3 旧委員が欠けた場合であって、委員を補充するときは、当該委員の任期は、旧委員の残任期間とする。

八街市立学校の適正配置等検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市立学校の適正配置等検討委員会の設置、組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 少子化に伴う児童生徒数の減少を踏まえ、本市の将来を展望した学校の在り方について幅広い見地から検討するため、八街市立学校の適正配置等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、八街市教育委員会へ意見を述べるものとする。

- (1) 学校の規模の在り方に関する事
- (2) 学校の配置及び就学区域の在り方に関する事
- (3) その他、八街市教育委員会が必要と認める事

(組織)

第4条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 学校関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

3 委員が欠けたときは、必要によりこれを補充することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が決定するまでの間は、教育長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(公開)

第8条 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な開催に著しい支障が生じると認められるときは、議長が委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

(意見等の聴取)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。